

令和3年度（R3年4月1日～R4年3月31日）

社会福祉法人 くすのき福祉会 事業報告

〇はじめに

社会福祉法人 くすのき福祉会の理念は、『働くことは障がい者の権利であり、どのような障害があっても仕事をするを通じた、自らの生活を広げ、社会参加していく』ことです。

そして、その理念を実践するためには「障がい者だからといって、その人の成長のために要求すべきことをしないのは差別であり、人としての尊厳を損なうことである」と考えています。

これまでの実践から、障害をもった人たちが仕事をするのが「自己実現」につながることであり、仕事をする事の達成感を、喜びとし、自らの誇りとする事ができることを、実感してきました。

この様な理念の実践場所としての、くすのき福祉会の各事業所は、令和3年度はコロナの感染対策の徹底を図りながら、障がい者の命と生活を守るための日々の連続でした。保護者の高齢化等により、家庭での介護力が低下しているため、利用者の日々の生活を支えるためには、どうしてもくすのき福祉会の各事業所が負うべきことがますます増えてきています。障がいを持った方が働くために、何より大切なことは、「一人一人の利用者の生活の質を守り、利用者の成長を支援していくこと」だと、くすのき福祉会は考えるからです。日常の活動に加え、コロナの感染対策、各家庭の介護力の下支え等。特に日中活動の場であるスペース 遊が動かざるを得ない場合が増えてきています。

令和3年度の取り組みでより明確になってきたくすのき福祉会の課題として、以下のことが挙げられます。

1. 利用者及び保護者の高齢化

利用者の高齢化、それに伴う介護度の高まり等問題は山積していますが、それとともに、保護者の高齢化による家庭内での問題が大きくなってきつつあります。

現状、日々の対処に追われてしまいがちになりますが、利用者一人ひとりに、集団の一人として、どう力をつけていけばよいか、という支援と共に、その取り組みを継続的に行うために、今各家庭が抱えている問題にまで目を向けることが求められています。

2. 職員の高齢化とスキルアップ

各事業所において職員の高齢化が進んでおり、今後継続した取り組みを保障するために、また各事業所の今後の展開を見据えた取り組みを行うためにも、新しい人材の継続的な雇用が必要になります。

ただ、現状は、現有の職員体制を維持しつつ、各事業所における職員(指導員、世話人)の資質の向上をどう図っていくかを考えていかなければなりません。職員(指

導員、世話人)各々がそれぞれのスキルの向上を目指して取り組んでいくことこそが重要になってきます。

3. スペース 遊の就労事業収入の減少

これは、昨年度も同様でしたが、利用者工賃と報酬単価が連動しているため、授産収入を今の水準に保つ必要があります。新型コロナウイルスの脅威が続く中でどのように、仕事の種類と仕事量を確保していくかが課題です。

かなり厳しい状況ではありますが、新しい仕事の開拓等が急務であり、積極的に取り組む必要があると考えます。

最後に、日々巻き起こってくる一つ一つの事象に対処していただくだけで精一杯なのが、現状です。

「どんなに重度の障害があっても取り組み方で仕事はできる。仕事をツールとして障がいを持った人一人一人の持っている力を、生活していくスキルを積み上げていくことによって、彼らが楽しく生きていけるように。そのために保護者も指導員もどうしたらいいのかを考え、やれるだけのことをしよう」

この思いで、立ち上げたスペース 遊でした。そして、この思いこそが『くすのき福祉会の理念』です。

日常の対応に追われる日々であっても、くすのき福祉会の各事業所は、この理念の実現を目指していく場であることが求められます。そしてその実現には職員(指導員、支援員、世話人)の存在が欠かせません。現在の職員個々の資質の向上をどう図っていくかを考えつつ、今後の長期的な事業継続を考えたとき、職員の計画的な雇用は必要であり、各事業所において、急務であると考えます。

令和3年度法人本部事業報告

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

○ 理事会及び評議会を下記の日程で開催しました。

ア 理事会

令和3年

5月29日(土)

6月19日(土)

10月23日(土)

12月10日(金)

令和4年

3月26日(土)

イ 評議員会

令和2年

6月20日(土) 開催予定

書面審査に変更

- 障害福祉サービス事業所 就労継続支援B型 スペース 遊の経営
- 障害福祉サービス事業所 共同生活援助事業所 グループホーム レインボーの経営
- 障害福祉サービス事業所 共同生活援助事業所 スペース 響の経営

就労継続支援B型事業所

スペース遊

令和3年度事業報告

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

- 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく就労継続支援B型事業所として運営
- 授産事業
 - ※作業場の新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底と利用者の健康観察
また、作業場を第1作業場、第2作業場以外に多目的室を利用し、できるだけ密にならないよう、またできるだけメンバーを固定して作業をしました。

▶ 軽作業

受注先・・・(株)大阪屋
新谷製作所
(株)洋光
リバティー
(株)マルエム

作業内容・・・お茶器・キャップしめ・笹舟・印字・シール張り・シュリンク加工
バリ取り・たれビンの小袋仕立て
ドリップコーヒーパックの箱詰め

※軽作業を渡している

就労継続B型事業所(1か所)、生活介護事業所(3か所)

➤ リサイクル事業

廃品回収 メロディハイム守口・・・毎週火曜日
庄田商店へ搬入

牛乳パックの回収・再生紙の販売
廃品時の牛乳パックの回収

回収したパックを整理し、西成の大本紙料へ搬入 年1回程度
回収したパックを再生して作った製品(市民ブランド)の販売
ただいまロール / おかえりテッシュ

➤ 園芸事業

※年二回の植え付け 守口市公園課の委託
9月～10月・2月～3月 植え付け
植え付け場所 西三荘ゆとり道/土居商店街
※三菱東京UFJ銀行への植栽協力

● ポスティング

守口市の広報誌のポスティング 最初は260世帯余り 守口市の東部地域
現在は1070世帯余り 守口市の東部地域に加えて下島町会地区(120世帯)
佐太東町2丁目地区(220世帯)、大久保3丁目西地区(450世帯)
おおよそ2日間での配布

○行事・健康診断・見学等

新型コロナウイルスの感染のリスクが大きくなるため、ほとんどのイベント参加、社会見学等が中止になりました。

令和2年

7月 9日(金)	夏季賞与
7月12日(月)	健康診断・第2作業班 職員・利用者1回目
7月14日(水)	健康診断・第1作業班 職員・利用者1回目
7月20日(火)	1回目コロナワクチン接種 職員・利用者
8月10日(火)	2回目コロナワクチン接種 職員・利用者
8月12日(木)・13日(金)	夏期休暇
10月 守口市民スポーツ大会	中止
11月10日(水)	利用者健康診断(市民健康診断) 2回目
11月 守口市民祭り	中止
12月10日(金)	冬季賞与

12月中旬	職員健康診断	2回目
12月24日(金)	クリスマス会・ビンゴ大会	
12月30日(木)	もちつき	

令和3年

12月31日(水)~1月3日(月)	冬季休暇
2月 3日(木)	節分の日の行事
3月11日(金)	3回目コロナワクチン接種 職員・利用者

○毎月1回 職員会議

○今年度より、緊急事態宣言発令中の営業については、感染防止の徹底と、職員及び利用者の体温チェック、体調管理の徹底をしたうえで、通常の営業日に戻しました。

○かかりつけ医の天野医院のご協力により、コロナワクチンの事業所接種を3回目まで実施しました。

○大阪府の福祉サービス事業所の職員を対象としたPCR検査の受診
(6月~ 2週間ごとに)

○コロナ陽性者が出た時の保健所との対応と事業所のアフターフォロー

グループホーム レインボー

令和3年度事業報告

(令和3年4月1日~令和4年3月31日)

○ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくグループホームホームとして運営

○ 世話人会及びグループホーム会議を下記の日程で開催しました。

グループホーム会議・世話人会議

令和3年

6月23日(水) ・ 7月16日(金) ・ 10月15日(金)

11月19日(金) ・ 12月17日(金)

(※4月、5月、8月、9月は大阪府に緊急事態措置又は、蔓延防止等重点措置が出されたために世話人会議は中止)

令和4年

1月21日(金)

(※2月、3月、は大阪府に緊急事態措置又は、蔓延防止等重点措置が出されたために世話人会議は中止)

グループホーム レインボーの運営に関わる業務。

1. 世話人のスケジュールの調整
2. 賃金の計算、支払
3. 食費、日用品費、光熱水費の計算、徴収、支払
4. 利用者、世話人、利用者家族からの相談業務
5. 緊急時対応
6. 利用者の通院介助・入院対応
7. 世話人の健康診断
8. その他

○ホーム内の新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底と不要不急の外出の自粛、利用者の健康管理

○大阪府のグループホームの世話人を対象とした PCR 検査の受診

(3月～ 2週間ごとに)

○コロナ陽性者が出た時の保健所との対応と事業所のアフターフォロー

スペース 響

令和3年度事業報告

(令和3年4月1日～令和4年3月31日)

○障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づくグループホームホームとして運営

○ 世話人会及びグループホーム会議を下記の日程で開催しました。

グループホーム会議・世話人会議

令和3年

6月21日(月) ・ 7月20日(火) ・ 10月19日(火)

11月22日(月) ・ 12月20日(月) ・ 11月21日(水)

12月19日(木)

(※4月、5月、8月、9月は大阪府に緊急事態措置又は、蔓延防止等重点措置が出されたために世話人会議は中止)

令和4年

(※1月、2月、3月、は大阪府に緊急事態措置又は、蔓延防止等重点措置が出されたために世話人会議は中止)

スペース 響の運営に関わる業務。

1. 世話人のスケジュールの調整
2. 賃金の計算、支払
3. 食費、日用品費、光熱水費の計算、徴収、支払
4. 利用者、世話人、利用者家族からの相談業務
5. 緊急時対応
6. 利用者の通院介助・入院対応
7. 世話人の健康診断
8. その他

○ホーム内の新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底と不要不急の外出の自粛、利用者の健康管理

○大阪府のグループホームの世話人を対象としたPCR検査の受診
(3月～ 2週間ごとに)

